

佐賀県告示第四百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知があつた。

平成二十二年十二月十四日

佐賀県知事 古 川 康

一(一) 保安林予定森林の所在場所

伊万里市山代町楠久字高イ山二九四二の七、東山代町大久保字柴原四五五一の二

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

二(一) 保安林予定森林の所在場所

伊万里市大川町山口字米ノ山三四一七の一、三五六二の一、三五六五の一、三五六六の一、三五六七、三五七〇、三五七一、三五七二の一、三五七三の一、三五七五の一、三五七五の三、三五七八の一、三五八〇の一

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

三(一) 保安林予定森林の所在場所

伊万里市黒川町椿原字大谷一五三九の四、一五三九の五、一五三九の一、一五三九の二

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

四(一) 保安林予定森林の所在場所

西松浦郡有田町字中開二三六九の一、二三七〇、二三七六の一

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

西松浦郡有田町字中開二三七〇

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市

町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課並びに伊万里市役所及び有田町役場に備え置いて縦覧に供する。〕